保護者のみなさまへ

学校(園)又は通学(園)中にケガをした時の手続き方法

申請の手続きは、次のとおりお願いします。

❶ 学校(園)の先生から請求に必要な用紙を受け取ってください。各用紙は、ＪＳＣのホームページからダウンロードすることもできます。

【請求に必要な主な用紙】

用紙の種類	証明機関	説 明
医療等の状況(別紙３(１))	病院・歯科医院	医療機関を受診したときに使用します。
医療等の状況(別紙３(３))	柔道整復師(接骨院など)	柔道整復師から施術を受けたときに使用します。
調剤報酬明細書(別紙３(７))	保険薬局	医師の処方箋により、保険薬局から薬を購入したときに使用します。
治療用装具･生血明細書(別紙３(６))	医療機関・保護者	医師が治療上必要と認めた治療用装具を購入したときに使用します。 ※領収書の写しの添付と保護者の証明(下半分)が必要です。

❷ 受診した医療機関等に❶の用紙を提出し、証明を受けてください。
＊健康保険が適用される受診が対象です。
＊複数月にかかる場合は、療養月ごとの証明が必要となります。

❸ ❷の用紙を学校(園)の先生に提出してください。
＊医療費(医療等の状況の診療報酬請求点数又は治療用装具の装具費用)が７,０００点(７０,０００円)以上の場合は、「高額療養状況の届」が必要となります(医療費助成制度を利用した場合※は、提出を省略できます。)。

＊受診した月から２年間請求を行わなかった場合は、時効により給付が受けられなくなります。
例：2022年６月療養分は、2024年７月10日までにＪＳＣに請求しないと時効になります。
＊医療費助成制度を利用※又は高額療養費に該当した場合は、自己負担額に応じた給付金をお支払いします。

※ 医療費助成制度については、自治体により取扱いが異なります。

災害発生から給付金を受け取るまでのながれ

受 診

災害発生

給付金の申請からお支払いが完了するまでは、おおよそ３か月かかります。

医療機関等

児童生徒等

保護者
医療機関等で医療費の証明を受け、学校（園）へ提出します。

提 出 → 支 払 ←

学校（園）
けがの発生状況の報告書と医療費の証明を設置者に提出します。

提 出 → （支 払） ←

設置者
管轄する学校（園）分を取りまとめて、けがの発生状況の報告書と医療費の証明をＪＳＣに提出します。

請 求 → 支 払 ←

ＪＳＣ

災害共済給付制度とは

学校で起こったケガ等に対して医療費の給付を行う制度です。この給付の経費を、国･学校の設置者･保護者(同意確認後)の三者で負担しています。

お願い

『医療等の状況』等を医療機関等に証明していただくに当たっては、医師、歯科医師、薬剤師、柔道整復師、鍼灸師のみなさまの特別の配慮によりご協力をいただいております。
用紙を持参してもその場ですぐに書いていただけない場合もありますことをご了承ください。

学校(園)の先生方へ　こちらの用紙を『医療等の状況』と共に保護者にお渡しください。

災害共済給付Webに請求ガイドブックを掲載しています。→

災害共済給付Web「保護者の方へ」ページ

JAPAN SPORT COUNCIL
日本スポーツ振興センター